

要適正管理森林とは？

要適正管理森林制度とはどのような制度ですか。

京都府は、総面積の7割以上を森林が占めていますが、その中でも傾斜がきつく、下方に人家や学校がある森林については、大雨などで荒廃した場合にこれを放置すると二次災害により災害が拡大することが心配されます。

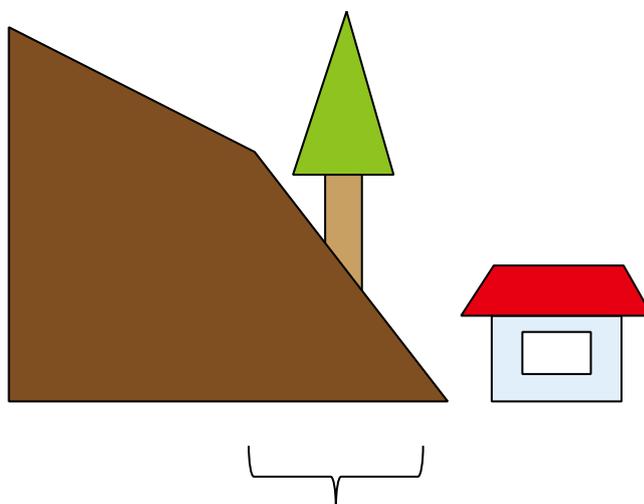
そこで、京都府では、「京都府森林の適正な管理に関する条例」を制定し、このような下方に人家などがある森林を「要適正管理森林」として指定し、その所有者の方々には、このような二次災害が発生しないように普段から注意を払っていただくこととしました。

要適正管理森林には、どのような森林が指定されますか。

要適正管理森林は、傾斜、地質、立木の状況などからその危険度が一定基準以上であり、下方に人家や学校がある森林を指定します。ただし、次のような箇所は指定しません。

- ①治山事業により整備された箇所
- ②人家に危害を及ぼすおそれのある立木等が存在しない箇所
- ③上記のほか、安全措置がすでに講じられている箇所

要適正管理森林のイメージ



要適正管理森林

要適正管理森林は、どのような管理が求められますか。(通常時の努力義務)

要適正管理者の所有者の方々には、大雨などで荒廃した場合に、これを放置し二次災害が発生することがないように、普段から所有林の状況を把握していただくことなどをお願いしております。特にお願いしたいことを例示すると次のようになります。

- ①所有する森林の位置を把握するとともに、荒廃していないかなど当該要適正管理森林の状況を把握しておくこと。
- ②遠隔地に居住するなど自ら要適正管理森林の状況を把握できないような場合においては、管理者を置くこと。

大雨などで荒廃した場合には、要適正管理森林について、どのような対応が求められますか。(災害時の対応)

大雨などで土砂崩れが発生し、不安定な土塊や危険木が発生した場合においては、所有者が自ら対処できるようなものには速やかに対処するとともに、それを超えるようなものについては府が行う治山事業等に協力いただくことをお願いしております。

また、自ら対処できるようなものについて、それを知りつつ放置したような場合には、知事から所有者に対し、勧告、更には、命令をすることができることを条例で定めています。ただし、次のような場合には、勧告ないし命令をすることができないこととしており、勧告ないし命令は常識を逸脱したものとはならないと考えております。

- ①災害発生のおそれが抽象的なものにとどまる時。
- ②森林の利用価値ないし交換価値に比べ工事費用が著しく高額なとき。
- ③不十分な防災措置により宅地が開発された結果、要適正管理森林に災害のおそれが生じたとき。

○京都府森林の適正な管理に関する条例（抜粋）

（要適正管理森林の指定）

第5条 知事は、その森林の地質、地形、林況等から府民の生命又は身体に危害を及ぼす災害の原因となるおそれがある森林を要適正管理森林として指定することができる。

2 知事は、要適正管理森林を指定するときは、規則で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

（要適正管理森林の管理）

第6条 要適正管理森林の所有者等は、その所有し、又は占有する要適正管理森林が土砂の崩壊等による荒廃により府民の生命又は身体に危害を及ぼす災害の原因となることがないよう、当該要適正管理森林の状況を常に把握する等その適正な管理に努めなければならない。

（勧告及び命令）

第7条 知事は、要適正管理森林が土砂の崩壊等による荒廃により第5条第1項のおそれがあると認める場合においては、そのおそれを自ら作り出し、又はそのおそれを知りながら相当の期間放置した当該要適正管理森林の所有者等に対し、当該要適正管理森林の利用状況、そのおそれの発生するに至った事情等からみて相当であると認められる限度において、期限を定めて、そのおそれを除去するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 知事は、前項の規定により勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命じることができる。

3 知事は、前2項の規定にかかわらず、第1項に規定する場合において、緊急に措置をとる必要があると認めるときは、同項に規定する所有者等に対し、同項に規定する限度において、期限を定めて、そのおそれを除去するために必要な措置をとるべきことを命じることができる。

4 知事は、前2項の規定により命令をしようとするときは、学識経験を有する者の意見を聴くことができる。

○問い合わせ先

京都府農林水産部林務課企画・計画担当 075-414-5001

京都林務事務所

山城広域振興局農林商工部森づくり推進室

南丹広域振興局農林商工部森づくり推進室

中丹広域振興局農林商工部森づくり推進室

丹後広域振興局農林商工部森づくり推進室